

令和3年度 第2回 液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日時 : 令和4年2月18日(金) 10:00~12:00

II. 場所 : web 会議システムによる開催

III. 出席者(敬称略、順不同)

委員長 : 小川
委員 : 青木、佐藤、澤、佐々木、村田、富田(衣川委員代理)、塚口、榎本、中村、松原、三宮、
河村、永沢、加藤
事務局(KHK) : 佐野、飯沼、高橋、小川
オブザーバー : 佐野(株式会社サイサン)

IV. 配布資料

- 資料1 液化石油ガス規格委員会 委員及び関係者名簿
- 資料2 高圧ガス保安協会技術基準の改正について
- 資料3 液化石油ガス用自記圧力計及び液化石油ガス用電気式ダイヤフラム式圧力計基準(KHKS 0713)の改正について
- 資料4 液化石油ガス用自記圧力計及び液化石油ガス用電気式ダイヤフラム式圧力計基準(KHKS 0713) 新旧対照表
- 資料5 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準(KHKS 0714)の改正について
- 資料6 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準(KHKS 0714) 新旧対照表
- 資料7 液化石油ガス用燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について
- 資料8 液化石油ガス用燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721) 新旧対照表
- 資料9 液化石油ガス用調整器基準(KHKS 0735)の改正について
- 資料10 液化石油ガス用調整器基準(KHKS 0735) 新旧対照表
- 資料11 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS 0736)の改正について
- 資料12 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS 0736) 新旧対照表
- 資料13 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について
- 資料14 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738) 新旧対照表
- 資料15 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針(KHKS 1701)の改正について
- 資料16 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針(KHKS 1701) 新旧対照表
- 資料17 高圧ガス保安協会技術基準の制定及び廃止について
- 資料18 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準(KHKS 0751) (案)
- 資料19 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2022 年度~2026 年度) (案)
- 参考 01-1 今回改正する KHKS 一覧.
- 参考 01-2 液化石油ガス規格委員会が所掌する規格一覧.
- 参考 02-1 液化石油ガス器具等関係基準分科会 委員名簿
- 参考 02-2 LP ガス設備設置基準等分科会 委員名簿
- 参考 02-3 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 委員名簿.
- 参考 03 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針の概要(参考資料の更新一覧).
- 参考 04-1 マイコンメータ基準 見直しの概要
- 参考 04-2 KHKS_マイコンメータ関係_家庭用(技術上の基準_順番変更).
- 参考 04-3 KHKS_マイコンメータ関係_業務用(技術上の基準_順番変更).

V. 議事

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 委員紹介等

事務局より資料 1 を用いて委員紹介が行われた。

3. 定足数の報告

出席委員は代理含め 15 名であり、規格委員会規程第 14 条第 1 項で定める委員会の定足数を満たしていることが報告された。

4. 配布資料の確認

事務局より配布資料の確認が行われた。

5. 委員長挨拶

小川委員長より挨拶があった。

6. 高圧ガス保安協会技術基準の改正について

事務局より、資料 2 を用いて、高圧ガス保安協会技術基準の改正の全体像について、説明が行われた。

6.1 規格名称の変更について

事務局より、参考資料 1-1 を用いて、今回改正する規格一覧と改正後の規格名称について説明が行われた。主な質疑は以下の通り。

OKHKS0713 について、電気式ダイヤフラム式圧力計は電気式ダイヤフラム式自記圧力計の誤りではないか。

→電気式ダイヤフラム式自記圧力計は液化石油ガス用自記圧力計に含まれている。

OKHKS0738 のみ液化石油ガス用ではなく、液化石油ガスとなっているが、問題ないか。

→検討させていただく。

6.2 液化石油ガス器具等関係基準

6.2.1 液化石油ガス用自記圧力計及び液化石油ガス用電気式ダイヤフラム式圧力計基準 (KHKS 0713) の改正

事務局より、資料 3 及び資料 4 を用いて、液化石油ガス用自記圧力計及び液化石油ガス用電気式ダイヤフラム式圧力計基準 (KHKS 0713) の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条に基づき、書面投票の実施及び書面投票期間を 15 日間とすることについて採決が行われ、出席委員 (15 名) の過半数の賛成 (満場一致) により可決された。

6.2.2 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準 (KHKS 0714) の改正

事務局より、資料 5 及び資料 6 を用いて、液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準 (KHKS 0714) の改正について説明が行われた。以下の質疑の後、規格委員会規程第 20 条に基づき、書面投票の実施及び

書面投票期間を 15 日間とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

○JIS の文字の後に空白があるものとなないものどちらもあるが、どちらが正しいか。統一したほうがいいと思う。

→修正させていただく。

6. 2. 3 液化石油ガス用燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正

事務局より、資料 7 及び資料 8 を用いて、液化石油ガス用燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

6. 2. 4 液化石油ガス用調整器基準(KHKS 0735)の改正

事務局より、資料 9 及び資料 10 を用いて、液化石油ガス用調整器基準(KHKS 0735)の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条、書面投票の実施及び書面投票期間を 15 日間とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

6. 2. 5 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS 0736)の改正

事務局より、資料 11 及び資料 12 を用いて、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS0736)の改正について説明が行われた。以下の質疑の後、規格委員会規程第 20 条に基づき、書面投票の実施及び書面投票期間を 15 日間とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

○数字と単位のスペースがある場合とない場合があるが、基本的には半角スペースを空けることとなっていると思うので、修正してもらいたい。

→マイコンメーターの話であれば、自社はマイコンメーターと伸ばしている。他のオフィシャルの話であれば、メータ、で止めている文章もあるが、業界としてはメーターになっている。その他、数値と単位の隙間については、決定すべきと思う。

→JIS についても、各記号の数値の間を空けた方が良い。

→JIS の記載について確認し、修正する。

6. 3 液化石油ガス設備設置関係基準

6. 3. 1 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について

事務局より、資料 13 及び資料 14 を用いて、液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について説明が行われた。以下の質疑の後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

○国土交通省による運営サイトハザードマップポータルサイト、という文章が気になった。国土交通省の運営によるハザードマップポータルサイト、等のほうが良いのではないか。

→検討し修正する。

6. 4 液化石油ガス法施行規則関係基準

6. 4. 1 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針(KHKS 1701)の改正について

事務局より、資料 15 及び資料 16 を用いて、液化石油ガス販売事業者用保安教育指針(KHKS 1701)の改正について説明が行われた。その後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

7. 高圧ガス保安協会技術基準の制定及び廃止について

事務局より資料 17、資料 18、参考資料 2-1、参考資料 2-2 及び参考資料 2-3 を用いて、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準(KHKS 0751)の制定及び関係基準の廃止について説明が行われた。以下の質問の後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること及びパブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決が行われ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

○目次がないのはドラフトだからか。

→元からなかったが、今後作成を検討する。

8. 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2022 年度～2026 年度)(案)について

事務局より資料 19 を用いて、液化石油ガス分野技術基準整備計画(2022 年度～2026 年度)(案)について説明が行われた後、規格委員会規程第 20 条に基づき、挙手決議による採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

○KHKS 1701 だが、FY2021 中決着がつけば来年度は行わないのか。

→今年度中に全てのプロセスが終了しないため、来年度に入るという意味で記載している。

9. 分科会の名称変更について

事務局より参考資料 1-1 を用いて、LP ガス設備設置基準等分科会の名称変更について説明が行われ、液化石油ガス設備設置基準等分科会について変更することについて挙手決議による採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

10. その他

議事録については後日メールにて確認いただくこととされた。また、本日の審議の結果、修正が必要となった箇所及び技術的内容の変更を伴わない字句修正については、事務局において修正を行うこととし、委員長の確認を得て進めることとされた。

11. 閉会のあいさつ

閉会に伴い、事務局より挨拶があった。

以上